

# NIS インターネットサービス契約約款

平成29年9月1日 改定

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 当社が提供する NIS インターネットサービス(平成 18 年 3 月 31 日以前において、日本テレコムネットワーク情報サービス株式会社が提供してきた JTNIS インターネットサービスを含まます。以下同じとします。)は、この NIS インターネットサービス契約約款 (以下「約款」といいます。) によって取り扱います。

2. この約款は、平成 27 年 6 月 30 日において、この約款に基づいて NIS インターネットサービスに係る加入契約を締結しているものに限り適用します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

### (協 議)

第3条 約款に記載のない実施上必要な細目については加入者と当社の協議によって定め  
ます。

### (用語の定義)

第4条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワークノード	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置の集積される管理する場所。
ネットワークオペレーションセンタ	NIS インターネットサービスに使用されるコンピュータ並びにネットワーク接続装置の集積される場所であり、有人監視が行われるもの。
ドメイン名	日本レジストリサービス(JPRS)、InterNIC 等により割り当てられる組織を示す言葉。
ドメイン	ひとつのドメイン名によって示される範囲。
インターネットワークアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス。
インターネットプロトコル	インターネットに接続するための規約。
NIS インターネットサービス	当社が法人向けに提供する電気通信サービス。
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置。
インターネット接続サービス	加入者の指定する場所に設置されたネットワーク接続装置とネットワークノードに設置されたネットワーク接続装置とを専用回線等により結んでインターネットプロトコルによる通信を提供し、各種インターネット上の付加機能を提供するサービス。
専用回線	電気通信事業者の提供する専用サービスによる電気通信回線。
構内回線	ネットワークノードとネットワーク接続装置を接続する、同一構内または同一建物内で終始する回線。

IP 通信網サービス	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に基づいて提供される IP 通信網サービスによるサービス。
------------	--

## 第2章 NIS インターネットサービスの種類等

### (NIS インターネットサービスの種類)

第5条 NIS インターネットサービスの種類は次のとおりとします。

種類	内容
構内接続サービス	当社のネットワークオペレーションセンタ内に設置するネットワークノードと、同一構内又は建物内に設置された加入者ネットワーク接続装置間とを、構内回線にて接続して提供するインターネット接続サービス。
ブロードバンド接続サービス	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の IP 通信網サービス契約約款に基づく通信サービスを介して提供されるインターネット接続サービス。
オプションサービス	当社サービスの上記各接続サービス利用時において、提供される IP アドレス及びドメインの申請代行その他メール ID 変更、容量追加等の付加サービス。

### (NIS インターネットサービスの品目)

第6条 NIS インターネットサービスの品目は次のとおりとします。

#### 1) 構内接続サービス

品目	内容
10Mbps	当社指定のセンタ内でイーサインターフェースによる10Mbpsの構内回線で提供されるもの
100Mbps	当社指定のセンタ内でイーサインターフェースによる100Mbpsの構内回線で提供されるもの

#### 2) ブロードバンド接続サービス

品目	内容
フレッツ ADSL タイプ	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する IP 通信網サービスのうちフレッツ ADSL サービスをアクセス回線として提供されるサービス。
B フレッツタイプ	東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する IP 通信網サービスのうち B フレッツサービスをアクセス回線と提供されるサービス。

### (取扱地域)

第7条 NIS インターネットサービスの取扱地域は日本国の全地域とします。ただし、特定のサービスについて当社が別段の定めをした場合には、この限りではありません。

## 第3章 加入契約

### (加入契約の種別)

第8条 加入契約の種別は次のとおりとします。

- (1) 構内接続サービス
- (2) ブロードバンド接続サービス

### (加入契約の単位)

第9条 前条の加入契約の種別ごとの、加入契約の単位は加入者が使用する識別符号1符号ごととします。

### (加入契約の期間)

第10条 NIS インターネットサービスの最低利用期間は次のとおりとします。

契約種別	最低利用期間
構内接続サービス契約	サービス開始日を起算日として1年間とします。
ブロードバンド接続サービス	サービス開始日を起算日として3ヶ月とします。

2. 事前（最低30日前）の解約通知がない限り、契約はそれぞれ自動継続されます。

### (加入契約の申込)

第11条 加入契約の申込は、当社所定の加入契約申込書にサービスの内容を特定するために必要な事項を記載して、当社に提出していただきます。

- (1) 加入契約申込者の氏名（商号）、住所
  - (2) NIS インターネットサービスの種類および品目
  - (3) 回線接続装置に関する事項
  - (4) その他必要事項
2. 加入契約申込書に個別規約の定めがある場合には、個別規約が優先するものとします。  
加入者及び当社は約款とあわせて個別規約に従うものとします。

### (加入契約申込の承諾)

第12条 加入契約の申込がなされたとき、当社は次の場合を除き承諾し、承諾通知書を発行します。

- (1) 加入契約申込者がNIS インターネットサービスの料金等の支払いを現に怠り、またはその恐れがあるとき。
- (2) 加入契約の申込を承諾することが、当社の業務の遂行上または技術上で著しい支障があるとき。
- (3) 電気通信事業者の事由により、当社が電話回線または専用回線の提供が受けられないとき。
- (4) 加入契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。
- (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が加入契約の締結を適当でないと判断したとき。

#### **(加入契約変更の申込)**

第13条 加入者が次の各号の事項について変更を希望される場合は、加入契約変更申込書に必要事項を記入し、変更希望日の2ヶ月前までに当社に提出していただきます。

- (1) NIS インターネットサービス品目
- (2) ネットワーク接続装置
- (3) 加入者の接続指定場所

#### **(加入契約変更申込の承諾)**

第14条 加入契約変更の申込がなされたとき、当社は次の各号の場合を除き承諾し、変更承諾通知書を発行します。

- (1) 契約変更申込者が NIS インターネットサービスの料金等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (2) 契約変更の申込を承諾することが、当社の業務の遂行上または技術上で著しい支障があるとき。
- (3) 電気通信事業者の事由により、当社が電話回線または専用回線の提供が受けられないとき。
- (4) 加入契約変更申込書に虚偽の事実を記載したとき。

#### **(加入契約に基づく権利の譲渡制限)**

第15条 加入者は、NIS インターネットサービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

#### **(加入者の地位の継承)**

第16条 加入者に、合併があったときは、合併後存続する法人または合併により設立された法人が、加入者の地位を継承するものとします。

2. 前項により加入者の地位を継承した法人は、継承の日から1ヶ月以内に継承したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に通知していただきます。
3. 当社は、前項の通知があった場合に、継承した法人が第12条(加入契約申込の承諾)各項のいずれかに該当するときは、書面で通知することによりかかる継承に異議を申し出て、加入者との加入契約を解除することができるものとします。

#### **(加入者の氏名等の変更)**

第17条 加入者は、その商号、代表者、住所その他加入契約申込書で届け出た加入者に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知していただきます。このとき、当社は加入者に対し、かかる変更の事実を証明する書類を提出するよう求めることがあります。

#### **(加入者が行う加入契約の解除)**

第18条 加入者が加入契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに書面により、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前項の場合において、その利用に係る一切の債務は、加入契約の解除があった後もその債務の履行があるまで消滅しません。

## 第4章 電気通信設備の接続等

### (加入者のネットワーク接続装置の接続または接続の変更等)

第19条 加入者が、加入者側の回線終端装置に接続するネットワーク接続装置については、次の各号の事項を記載した書類を当社に提出していただきます。

- (1) 回線終端装置を設置する場所
- (2) 回線終端装置の名称
- (3) 技術上および保守上必要な事項

2. 当社は前項の加入者より提示された端末設備の接続が技術上で著しい支障がある場合には、その接続をお断りすることがあります。
3. 加入者が端末設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
4. 当社は加入者の端末設備に異常があるなど、当社の NIS インターネットサービスの提供に支障があり、必要と認めるときはその端末設備を検査させていただくことがあります。

## 第5章 技術的事項

### (基本的な技術的事項)

第20条 当社の NIS インターネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表－1 のとおりとします。

### (技術資料)

第21条 当社は、当社の NIS インターネットサービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

## 第6章 料金体系等

### (料金体系)

第22条 当社の提供する NIS インターネットサービスの料金体系は、次の各号のとおりとします。

#### (1) 初期費用

加入契約の成立時に支払われるものとします。ただし、加入者は、別途規定するオプションを追加したときは、そのオプションに係る初期費用を当社に支払うものとします。

#### (2) 月次費用

NIS インターネットサービスの利用開始日から契約を解除する日までの期間を対象として支払われるものとします。ただし、加入者は、第36条（加入者の利用停止）の規定により NIS インターネットサービスの提供が停止されている間の使用料について、前項の支払義務を免れることはできません。

### (料金)

第23条 当社の提供する NIS インターネットサービスの料金は、別表-2 に定めるとおりとします。

### (接続時分・度数等の計算方法)

第24条 接続時分・度数等は当社が1接続毎に測定するものとします。

### (接続基本料の計算方法)

第25条 当社の提供する NIS インターネットサービスの接続基本料は次の各号に基づき計算されます。

- (1) 利用を開始した月の料金は、利用を開始した日から起算し、その月の末日までの利用日数に、月額に12を乗じ、365.25を除して得た日額相当料金を乗じて得た金額とします。
- (2) 利用を解除した月の料金は、その月の初日から利用を解除した日までの利用日数に、月額に12を乗じ、365.25を除して得た日額相当料金を乗じて得た金額とします。
- (3) 前2項以外の月の料金は月額がそのまま適用されます。
- (4) 利用開始日は、承諾通知書に記載される利用開始日とします。

### (接続通信料の計算方法)

第26条 当社の提供する NIS インターネットサービスの接続通信料は、別表-2 に定める月次費用の単価を適用して計算した金額とします。

### (料金の支払)

第27条 加入契約の申込をし、当社が承諾したときは、加入者は第23条（料金）に規定される料金の支払いを要します。

2. 料金は次のように支払っていただきます。

(1) サービス加入料は、当社が加入契約の申込を承諾したときに支払っていただきます。

(2) 接続基本料及び接続通信料は通信を行った月の翌月に支払っていただきます。

3. 前項の規定により請求を受けたときは、指定する期日までにその料金等を支払っていただきます。

#### **(契約変更に伴う違約金)**

第28条 加入者は、第10条（加入契約の期間）の規定により、最低利用期間の満了前にサービスの一部または全部を廃止する場合には、サービスの一部または全部の変更に伴う減額分を対象金額として、第29条（契約解除に伴う違約金）第2項に従い計算した金額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

#### **(契約解除に伴う違約金)**

第29条 加入者は、インターネット接続サービスの利用を開始する前に加入者の責めに帰すべき事由により加入契約が解除された場合は、加入契約に係るインターネット接続サービスの初期費用に相当する額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。加入者が既に初期費用の一部または全部を支払っている場合は、支払われた額を違約金に充当します。

2. 加入者は、最低利用期間の満了前に加入契約が解除された場合は、解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間に対応するインターネット接続サービスの月次費用に相当する額を、違約金として一括して当社に支払うものとします。

#### **(割増金)**

第30条 加入者は料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額他に、免れた額の2倍に相当する割増金を、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### **(延滞利息)**

第31条 加入者は料金その他の債務（延滞利息は除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

#### **(端数処理)**

第32条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

## 第7章 利用上の制約事項

### (ドメイン名およびインターネットアドレスの制限)

第33条 NIS インターネットサービス契約の加入者が使用するインターネットアドレスは、使用の都度当社が割り当てたものを使用させていただきます。

### (非常事態の場合の利用制限)

第34条 当社は、非常事態が発生しまたは発生するおそれがある場合には、重要通信の確保のために NIS インターネットサービスの提供を制限または停止させていただくことがあります。

### (サービスの停止)

第35条 当社は次の各号の場合に NIS インターネットサービスの一部または全部を停止することがあります。

- (1) 電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 電気通信事業者の都合により、NIS インターネットサービス用通信回線の使用が不可能なとき

2. 当社は前項の規定により、NIS インターネットサービスの一部または全部を停止するときには、あらかじめその旨を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときには、この限りではありません。

## 第8章 利用停止および契約の解除等

### (加入者の利用停止)

第36条 当社は加入者が次各号のいずれかに該当する場合または次のいずれかに該当する事由が発生する恐れがあると判断される相当な事由がある場合には、理由、停止日、停止期間を加入者に通知し、NIS インターネットサービスの利用を停止することがあります。

- (1) NIS インターネットサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなおお支払いがないとき
- (2) 当社の承諾を得ずに、専用回線に加入者の電気通信設備または当社以外の者が提供する電気通信設備を接続したとき
- (3) 加入者が第19条（加入者のネットワーク接続装置の接続または接続の変更等）第4項に規定の当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果当社の技術基準に適合していると認められないことが判明したとき
- (4) 第41条（加入者の遵守事項）の規定に違反したとき
- (5) 他の加入者当社または第三者に重大な支障を与える形態で NIS インターネットサービスを利用したとき
- (6) 前5号の他、約款の規定に違反する行為で、当社の業務遂行上もしくは当社の電気通信設備の支障をおよぼし、またはおよぼす恐れのある行為をしたとき
- (7) 加入者について、仮差押、差押、民事再生手続、破産、特別清算または会社更生の申し立てが行われたとき
- (8) 小切手、手形の不渡処分を受けまたは金融機関から取引停止処分を受けたとき

2. 停止期間経過後も前項に該当している場合は、引き続き NIS インターネットサービスの利用を停止します。

### (当社が行う契約の解除)

第37条 前条の規定により通知をした NIS インターネットサービス利用停止期間を経過してもなお加入者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当社は NIS インターネットサービス加入契約を解除することがあります。

### (サービスの廃止)

第38条 当社は、都合により NIS インターネットサービスの特定の品目または全てのサービスを廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、加入者に対し廃止する日の3ヶ月前までに書面によって通知します。
3. 前2項にかかわらず、当社は、加入契約の解除を希望する日より3ヶ月前までに書面で加入者に通知することにより、加入者に対して何らの補償をすることなく加入契約を解除することができ、当社は当該日付をもって NIS インターネットサービスの利用を停止させるものとします。ただし、当該日付以降も NIS インターネットサービスの利用の停止後に行われる作業等が行われることがあり、この場合、加入者は当社に協力するものとします。

## 第9章 保 守

### (設備の修理または復旧)

第39条 加入者は、NIS インターネットサービスの利用中において異常を発見したときは、加入者の設置した端末設備等に故障がないことを確認の上、当社に修理または復旧の請求をしていただきます。

2. 当社は当社の電気通信設備に障害が発生またはその電気通信設備が滅失したことを知ったときは、すみやかにその電気通信設備を修理または復旧させます。
3. 当社は第1項の要求を受けた場合において、当社の係員を派遣した結果、異常の原因が加入者の端末設備等にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

## 第10章 料金の返還

### (料金の返還)

第40条 NIS インターネットサービスにおいて、当社は、自己の責に帰すべき事由により、NIS インターネットサービスを提供できなかったため、加入者が加入契約に係る端末設備を使用することができない場合において、そのことを当社に加入者から通知があった時刻、またはそれ以前に当社がそのことを知ったときは、その時刻から引き続き24時間以上 NIS インターネットサービスを利用できなかった場合に限り、そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間で、24時間の倍数にあたる部分に対応する接続基本料を加入者からの請求により返還します。

2. 天災、事変、その他不可抗力により、NIS インターネットサービスを提供できない場合、当社は一切その責を負わないものとします。
3. 当社は第1項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して2ヶ月を経過したときは、その料金の返還には応じません。
4. 当社は第1項に定めるほかは、NIS インターネットサービスの提供にあたって、NIS インターネットサービスを利用する者が被った損害について賠償の責任を負いません。
5. 本条の別段の定めによらず、サービスレベルアグリーメント(SLA)が適用されるサービスに関する料金の返還については別表・3の定めによるものとします。

## 第11章 雑 則

### (加入者の遵守事項)

第41条 当社が加入者側に設置するネットワーク接続装置等の設備について、加入者は次の事項を守っていただきます。

- (1) 善良な管理者の注意をもって、その設備を維持、管理すること。
  - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動、取り外し、変更または分解しないこと。
  - (3) 当社が承諾したときまたは天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に他の通信回線を連結し、他の機械等を取り付けないこと。
2. 加入者は故意にNISインターネットサービスの通信に妨害を与える行為を行わないものとします。
  3. 加入者は前2項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除き、加入者以外の行為についても当社に対して責任を負っていただきます。
  4. 加入者は前3項の規定に違反して、当社の設備を滅失または毀損したときは、その補充、修理その他工事に要する費用を負担していただきます。
  5. 加入者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に通知することとします。
  6. NISインターネットサービス上の各種システムで、当社が管理しているシステムにおいては、それぞれの運用規則に従うものとします。
  7. 加入者はNISインターネットサービスの利用において次に掲げる行為をしてはならないものとします。
    - (1) 当社若しくは他人の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
    - (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
    - (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、他人への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
    - (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為
    - (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は表示する行為
    - (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
    - (7) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
    - (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
  - (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為
  - (11) 他人になりすまして NIS インターネットサービスを利用する行為
  - (12) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
  - (13) 迷惑メール（無断で他人に送信される、広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール又は社会通念上他人に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのある電子メールをいいます。）を送信する行為。
  - (14) 顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
  - (15) 他人の設備等又は NIS インターネットサービスの設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれのある行為
  - (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
  - (17) 違法行為（けん銃等の譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
  - (18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他人に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
  - (19) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
  - (20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
  - (21) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
  - (22) Web サイト若しくは電子メール等を利用する方法により、他人の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
  - (23) その他、法令に違反する、もしくは違反のおそれのある行為、または公序良俗に違反し、もしくは他人の権利を侵害すると当社が判断した行為
8. 当該行為に対し、当社は加入者に対し改善要求を行う事ができるものとします。
9. 当社が改善要求をしたにも拘らず改善がなされなければ、当社は第36条（加入者の利用停止）に定める利用の停止、第37条（当社が行う契約の解除）に定める契約の解除ができるものとします。

#### **（加入者側ネットワーク接続装置等の電源等）**

- 第42条 当社が加入者側に設置するネットワーク接続装置等に必要な電源設備、電力および加入者の構内または建物内の屋内配線等は加入者に提供していただきます。
2. 当社が加入者側に設置するネットワーク接続装置等に必要な場所は加入者から提供していただきます。

#### **(免責)**

第43条 当社は第40条（料金の返還）第1項の場合を除き、加入者が当サービスの利用に関して被った損害（加入者が第三者から請求されたものを含む。）については、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### **(機密保持)**

第44条 当社は NIS インターネットサービスの提供に関連して知り得た加入者の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

#### **(加入者に係る情報の利用)**

第45条 当社は、加入者に係る情報（申込時又は NIS インターネットサービス提供中に、当社が加入者に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報を行います。以下同じとします。）をプライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

2. 前項に定める他、当社が加入者に係る情報の共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項第3号に定めるものをいいます。）を行う場合においては、共同利用者を同ポリシーに定めるとともに、同ポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。

3. 加入者は、前2項に定めるところにより当社が加入者に係る情報を利用することに同意していただきます。

(注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」に定めるところにより当社が定める指針をいい、当社は同ポリシーを当社ホームページ等において公表します。

#### **(第三者に対するサービス提供の条件)**

第46条 加入者は、エンドユーザに第三者が含まれる場合は、電気通信事業法に基づき電気通信役務の提供に必要な手続きをとらなければなりません。

#### **(提供されるサービスの権利)**

第47条 当社が加入者に提供する NIS インターネットサービスにおけるノウハウ、システムその他に存する一切の権利は当社に帰属するものであり、加入者はこれを侵害しないものとします。

#### **(契約者への通知等)**

第48条 約款に基づき当社が加入者に対して行う通知その他の連絡は、電子メール、書面の宅配、その他当社が適当と判断する方法により、加入者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。

2. 当社が加入者に通知等を行った場合に、前項の連絡先が事実とは異なるために通知等が加入者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべきときに加入者に到達したものとみなします。

3. 当社は、加入者への軽微な事項の連絡については、第1項に定める通知方法に代え、ホームページにおいて掲載する方法によりこれを行うことがあります。

## 別表－1 技術的事項

### 1. 責任の分界点

(1) ブロードバンド接続サービスにおいては、次のように責任の分界点を定めます。

- ・東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社のIP通信網サービスの回線終端装置とネットワーク接続機器の接続点とします。

(2) 構内接続サービスにおいては、次のように責任の分解点を定めます。

- ・当社が設置した構内接続回線とネットワーク接続機器の接続点とします。

### 2. 構内接続サービスにおける技術的事項

(1) 加入者が使用するドメイン名は公式登録されたものである必要があります。

(2) 加入者が使用するインターネットアドレスは公式登録されたものである必要があり、当社に設置するネットワーク接続装置に一つのアドレスを提供していただきます。

(3) 接続されるネットワークは、TCP/IPプロトコルを使用したイーサネットのネットワークである必要があります。

### 3. NIS インターネットサービスにおける技術的事項

(1) 接続に使用するソフトウェアは、RFC1548, 1570に定められたPPPプロトコルである必要があります。

## 別表－２ NIS インターネットサービス 料金表

本料金表に規定する額には消費税相当額を加算します。

### ◎ 構内接続サービス料金

#### ● 初期費用：サービス加入料

品 目	
1 0 Mbps	¥100,000 (税抜) /回線
1 0 0 Mbps	¥100,000 (税抜) /回線

#### ● 月次費用：接続基本料

品 目	
1 0 Mbps 接続 固定制	¥278,000 (税抜) /月
1 0 Mbps 接続 従量制 (2Mbps までを含む) 超過料金 (2Mbps を超えた 1 Mbps 毎)	¥82,000 (税抜) /月 ¥38,000 (税抜) /月/Mbps
1 0 0 Mbps 接続 固定制 (1 0 0 Mbps 契約)	¥2,960,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 9 0 Mbps 契約)	¥2,672,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 8 0 Mbps 契約)	¥2,384,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 7 0 Mbps 契約)	¥2,096,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 6 0 Mbps 契約)	¥1,808,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 5 0 Mbps 契約)	¥1,520,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 4 5 Mbps 契約)	¥1,376,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 4 0 Mbps 契約)	¥1,232,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 3 5 Mbps 契約)	¥1,088,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 3 0 Mbps 契約)	¥944,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 2 5 Mbps 契約)	¥800,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 2 0 Mbps 契約)	¥656,000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 1 5 Mbps 契約)	¥512,000 (税抜) /月

1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 1 0 Mbps 契約)	¥368, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 9 Mbps 契約)	¥332, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 8 Mbps 契約)	¥297, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 7 Mbps 契約)	¥261, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 6 Mbps 契約)	¥226, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 5 Mbps 契約)	¥190, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 4 Mbps 契約)	¥155, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 3 Mbps 契約)	¥119, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 2 Mbps 契約)	¥84, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 固定制 ( 1 Mbps 契約)	¥48, 000 (税抜) /月
1 0 0 Mbps 接続 従量制 (5Mbps までを含む) 超過料金 (5Mbps を超えた 1Mbps 毎に)	¥266, 000 (税抜) /月 ¥31, 000 (税抜) /月/Mbps

注) 従量制料金は上り/下りそれぞれ 5 分間隔の平均通信速度を測定、上り/下りをあわせて大きい順にならば上位 5%を除いた最大通信速度を課金対象値として採用します。

## ◎ブロードバンド接続サービス料金

### ●初期費用：サービス加入料

品 目	
フレッツ ADSL タイプ (可変 IP)	¥3,000 (税抜) /アカウント
フレッツ ADSL タイプ (IP1)	¥10,000 (税抜) /回線
フレッツ ADSL タイプ (IP8)	¥10,000 (税抜) /回線
B フレッツ・マンションタイプ (可変 IP)	¥7,500 (税抜) /回線
B フレッツ・ニューファミリー/ファミリー100 タイプ (IP1)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ニューファミリー/ファミリー100 タイプ (IP8)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ベーシックタイプ (IP1)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ベーシックタイプ (IP8)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ベーシックタイプ (IP16)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP8)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP16)	¥50,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP32)	¥50,000 (税抜) /回線

### ●月次費用：接続基本料

品 目	
フレッツ ADSL タイプ (可変 IP)	¥3,000 (税抜) /アカウント
フレッツ ADSL タイプ (IP1)	¥6,700 (税抜) /回線
フレッツ ADSL タイプ (IP8)	¥11,500 (税抜) /回線
B フレッツ・マンションタイプ (可変 IP)	¥3,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ニューファミリー/ファミリー100 タイプ (IP1)	¥8,800 (税抜) /回線
B フレッツ・ニューファミリー/ファミリー100 タイプ (IP8)	¥16,500 (税抜) /回線

B フレッツ・ベーシックタイプ (IP1)	¥23,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ベーシックタイプ (IP8)	¥32,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ベーシックタイプ (IP16)	¥52,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP8)	¥97,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP16)	¥110,000 (税抜) /回線
B フレッツ・ビジネスタイプ (IP32)	¥150,000 (税抜) /回線

◎オプションサービス料金

サービス名	
ドメインネーム代行申請料	実費
IP アドレス代行申請料	実費

## 別表－3 特別条件による料金の返還

### 1. 通則

サービスレベルアグリーメントが適用されるサービスに関する返還については、第40条（料金の返還）の定めにかかわらず、特別条件による料金の返還が適用されます。

### 2. 適用条件

- (1) 加入者は第3項に定められた手続きを行うものとします。
- (2) 料金の返還が適用されるサービスは以下の通りとします。  
構内接続サービス  
ただし、その回線速度が1Mbps未満のサービスは除外します。
- (3) 前項において、第4項に定める品質基準に満たない場合は、同行の規定に従い料金を返還します。なお、この場合、加入者が利用しているサービスの接続基本料相当額を限度とします。

### 3. 手続き

#### (1) 利用申込

サービスレベルアグリーメントが適用されるサービスを申し込む場合は、第11条（加入契約の申し込み）に定める加入契約申込書の提出にあわせて次項に定める障害時連絡先を当社に届け出るものとします。

#### (2) 障害時連絡先の特定

加入者は、当社に対し、当社が障害を通知する場合の連絡先（以下「障害時連絡先」）を通知するものとします。

加入者は、障害時連絡先の変更があったときは、当社に対し速やかに変更後の障害時連絡先を届け出るものとします。かかる届出が行われなかったことを原因として、当社からの障害通知が到着しなかった場合には、当社は何ら責任を負うものではありません。

#### (3) 返還請求

加入者は料金返還の事由が発生した日から10営業日以内に返還請求を行うものとします。かかる10営業日が経過した場合、返還請求の権利は消滅するものとします。

#### 4. 品質基準及び料金の返還

##### (1) 可用性

適用条件	返還額
1回の障害時間が30分～1時間未満の場合	接続基本料の1/90相当
同、1時間～12時間未満の場合	接続基本料の1/30相当
同、12時間～24時間未満の場合	接続基本料の1/10相当
同、24時間～72時間未満の場合	接続基本料の1/5相当
同、72時間以上の場合	接続基本料の1/1相当

##### (2) 遅延時間

適用条件	返還額
全国月間遅延時間平均値が2ヶ月連続で基準値を越えた場合	申請月の接続基本料の1/30相当

##### (3) 障害通知

適用条件	返還額
30分以内に加入者の指定する障害時連絡先に障害の通知が行えなかった場合一回毎	接続基本料の1/30相当

## 附則

(実施期日)

1. この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日より実施します。  
この約款は、平成 16 年 9 月 29 日をもって一部改定し施行します。  
この約款は、平成 17 年 3 月 24 日をもって一部改定し施行します。  
この約款は、平成 17 年 10 月 11 日をもって一部改定し施行します。  
この約款は、平成 18 年 4 月 1 日をもって一部改定し施行します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 12 月 25 日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 20 年 12 月 15 日から実施します。

## 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 21 年 4 月 20 日から実施します。

## 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

## 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

#### 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

#### 附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。  
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**附則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

**附則**

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。